

難民研究フォーラム クローズド研究会
「難民認定実務における出身国情報（COI）の意義と実践」

発表者：川口直也氏（弁護士）、筒井志保氏（難民研究フォーラム）

目次

発表①：筒井志保氏「難民認定実務における出身国情報（COI）の意義と実践」	1
発表②：川口直也氏「COIの活用—日本難民認定審査におけるCOIの活用事例—」	5
質疑応答	7

発表①：筒井志保氏「難民認定実務における出身国情報（COI）の意義と実践」

- ・ 出身国情報（COI）は、難民認定審査の決定権者や実務家にとって、不可欠な情報。
- ・ 世界における難民認定決定数（[UNHCR - 難民統計](#)より）
2019年：172万件、2020年：142万件
- ・ 有益な出身国情報の収集・分析、活用方法等について国を超え広く議論されており、難民認定におけるCOIの活用に関する法令、判決、研究、また実務の研修ガイドラインの作成等が各国で行われ、出身国情報に関する「一定の国際基準」も生み出され、実施されている。

0.導入（[レジュメ](#)、p.1）

(1) 難民認定とは何か

- ・ 難民条約第1条A（2）参照

(2) 研究会の目的(なぜCOIに注目するか)

- ・ 2005年 第3次出入国管理計画において、「出身国情報（COI）は、日本の難民認定においても、不可欠である」と認識がなされている。また、第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会が2014年に発表した「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」においても、申請者の出身国情報や国際情勢は「難民認定判断の重要な基礎となる」と述べられており、「より適正な認定判断の実現のため、申請者のCOIや国際情勢に関する幅広い資料の収集と有効活用」に関する提言がされているが、同時に、「日々変化する情勢に関する最新の情報をどのようにして確保するか、情報が偏向的にならないように情報の正確性

や客観性をどのように担保していくか、各種資料の翻訳作業を翻訳の信頼性に留意しつつどのように実施していくか」などの点は今後の検討課題として提示されている。

1.COIとは何か（レジュメ、p.2）

- ・ 難民認定申請者の出身国に関する情報であり、以下の2つの要素が含まれる。

「難民の要件」に関わる当該国の一般的な情報

「本人の具体的申し立て内容に沿った当該人の具体的な情報」

2.COIの意義（レジュメ、p.2-3）

- ・ 難民認定審査の「文脈における」出身国情報の収集は、一般的な情報収集とは異なるため、以下の点において重要な意義がある。

(1)「難民の地位の認定」特有の性格から導き出される意義

- ・ 保護法益の重大性：COIは、難民認定の結果を左右する可能性があるため、難民認定の文脈における出身国情報には（誤った情報に基づいて申請者を不認定としてしまう）「大変な重み」があることを認識する必要がある。
- ・ 立証の困難性：難民本人が書類や証拠を取り寄せたり、提出したりすることは難しいため、「難民本人の置かれた状況の特異性」への理解と適切なCOIの収集、活用が必要。

(2) 難民認定においてCOIが果たす役割から導き出される意義

- ・ 準備：出身国の状況を理解し、インタビューに備える
- ・ 事実の確認：申請者の話を多角的に分析し、供述の信憑性を確立する
- ・ 将来の迫害への評価：将来の危険性を評価する際の一つの根拠となりうるが、COIに関する知識が不可欠（COIに関する質（知識）の不可欠性）。

3.COIの限界（レジュメ、p.4-5）

(1) 難民認定における事実の立証

「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の原則が適用される。

⇒日本における課題として、名古屋地裁での判例より、客観的な事情が存在しない場合の対応が考慮されていないことが挙げられる。

(2)COIが一般的すぎる場合

一般的な人権状況に関する情報は多いが、申請者が置かれている特定の状況に関する情報が少ない。例えば、デモに関する情報はあるものの、特定の人物が参加したなどの情報はない場

合が多い（アメリカ移民局が作成した難民認定審査に関わる職員研修におけるCOI活用ガイドラインでも、「申請者の主張の具体的な詳細に関する情報は、容易に入手はできない」と示されている。）。

(3)COIがまったく無い場合

また、情報源が見つかった場合でも、アクセスが拒否される場合もある

灰色の利益の具体的な活用例

→申請者が提出した大枠の情報がCOIに裏付けられている場合、更なる特定の情報の裏付けは必要ない。

4.COIの評価（レジュメ、p.5-6）

(1)何を評価するか

一次審査、審査請求人、自ら入手した全ての調査資料に記載されている出身国情報が対象

(2)どのように評価するか:質的基準に関するチェックリスト

様々な国際的な組織がCOIの質的基準を発表しているが、今回はACCORD（オーストリア赤十字）による質的基準を紹介する。

- ・ 関連性と十分性：扱っている事案とどれほど関連しているか、網羅されているか
- ・ 信頼性とバランス：出身国情報は正当な方法で作成されているか、偏りのないバランスの取れた情報であるか。
- ・ 正確性と最新性：最新のもののか、クロスチェックが実施されているか
- ・ 透明性とトレーサビリティ：再入手可能か、出典が明らかか、一般公開のものか。

5.COIの調査（入手）および利用（レジュメ、p.6-7）

(1)原則

COI調査（出身国情報の調査）を行う際、原則がある。

- ・ 中立性および普遍性：結果に対して中立的であること。
- ・ 武器の対等：すべての決定機関・申請者・法的支援者に平等に提供されるべきである。
- ・ 公開情報の利用：武器の対等、トレーサビリティの観点から重要視されている。
- ・ 申請者の個人情報：個人情報の保護の原則。

(2)基本的な流れ

必要な情報を特定し、情報源を特定する。

(3)情報源の具体例

- ・ 海外のポータルサイトでは、ECOI
- ・ 国家機関では、年次のアメリカ国務省レポート、イギリス内務省レポート
- ・ 国際機関・NGOでは、UNHCR、アムネスティ・インターナショナル
- ・ その他、地図やメディア報道も重要とされている。

(4)サービス提供者の例：難民研究フォーラム(参考「[難民の出身国情報・クエリーサービス](#)」)
COIをできる限り日本語に翻訳していることが特徴。2021年10月時点で27カ国の国別報告書を作成している。

個別の問い合わせにも対応しており、国別の情報を一般情報より踏み込んだ内容を掲載する。
心がけていることは、3つある。

- ・ 出身国情報の評価は行わず、あくまでも評価の材料を提供することを目的としている。
- ・ 情報源は、各国／国際機関の報告書や（国内外の）判例で引用されているものを優先
- ・ 最新の情報を調査する際は、メディア記事も用いる

6.文献

参考資料「[出身国情報（COI）に関する政府等の動き](#)」

発表②：川口直也氏「COIの活用—日本難民認定審査におけるCOIの活用事例—」

2016年に名古屋高裁が、名古屋地裁の難民不認定判決を覆し、難民認定を行った判決について、原告側代理人であった川口氏が紹介した。地裁と高裁におけるCOIの取扱いの違いが重要であり、高裁判決後には、入管においてCOIの評価に関する事務連絡が出された。

1. 平成28年7月28日（2016年）名古屋高裁判決（[川口_参考資料①](#)）

控訴人（代理人）が何を訴えたか（裁判所による整理：[川口_レジュメ](#)、p1）

ア. 出身国の状況について検討していない点：ウガンダの出身国の状況について一切検討せず、控訴人の個別事情のみを検討している。原審（地裁）に提出したCOIに基づけば、ウガンダでは個別に把握されていなくとも、FDC党员一般に対して迫害が行われていることは明らかである。

⇒**原審は出身国情報を検討していないことを高裁で主張した。**

イ. 指導的立場であることを難民該当性の要件として求めている点：難民条約においては、指導的立場であることは難民の要件として認められていないため、地裁の判決は難民条約の解釈を誤った違法がある。

ウ. 事実認定の誤認がある点：供述の枝葉の整合性のみに着目し、控訴人がFDC党员だった事実を認定していない。

エ. 経験則違背の違法がある点：一般の経験則に反して証拠の評価を行った。

⇒**控訴人（代理人）が高裁で主張した原審の誤りが認められ、難民認定を受けた。**

2. 事務連絡（[川口_レジュメ](#)、p2。詳細は、[川口_参考資料②](#)）

『難民認定手続における難民該当性の適切な評価について（通知）』

高裁判決（国側敗訴）を受けて、入国管理庁は事務連絡を出した。

⇒難民認定手続きにおいて、申請者の供述の信ぴょう性及び迫害のおそれを評価するに当たり、COIを正確に把握していなかったことを認め、COIを正確に把握していなければ、信ぴょう性の評価、事実認定を誤り、結果的に迫害のおそれを有無の評価を誤る可能性について言及した。事務連絡では、**今後の留意点として、難民該当性の適切な評価においては、COIの検討が不可欠であることを含めて、高裁で控訴人が主張した点が通知された**（[川口_参考資料②](#)、p4）

3. 平成28年1月28日名古屋地裁判決（[川口_レジュメ](#)、p3、[川口_参考資料③](#)）

高裁の判断との比較対象として、地裁判決の結果を紹介する（裁判所のページには無いので、中々見つけられない情報）

【COIの情報量の違い】

地裁判決（川口_参考資料③）：ウガンダの一般情勢（COI）に関する記述（裁判所が認定した事実）は、A4で1枚のみ（15～16頁）

高裁判決（川口_参考資料①）：ウガンダの一般情勢（COI）に関する記述は約7頁にわたっている。

⇒同じ事案であるにもかかわらず、地裁と高裁で認定した一般情勢の量（COIの情報量）に大きな差がある。地裁と高裁におけるCOIの評価の違い、ひいては結論（難民認定/不認定）の違いにも結び付いていると考えている。

【判断の枠組み】

地裁：時点ごとの供述を拾い上げて、齟齬した供述をもとに供述の信ぴょう性を認めず、また指導的な立場でないことを理由に難民不認定とした。

18頁（ウ）において、原告の a 難民申請書の内容、b 入国審議官の取り調べでの供述、c 難民調査官の調査での供述など、時点ごとの供述を拾い上げ、同（エ）では訴えを提訴したあとの供述経過を認定している。その上で、25頁以降に難民であるかという検討を行い、26頁で（被告である入管の主張を採用して）「指導的な立場でない＝難民でない」という判断が出てくる。

高裁：原審においてCOIが十分に検討されていない点、「指導的な立場」であることが難民条約に基づく難民の要件ではない点を指摘した上で、COIを見れば（FDC党员に対する）迫害があること、供述の枝葉の齟齬ではなく中核的な部分の一貫性をもって判断するべきであることという控訴人の主張を認めた。

⇒高裁の指摘は、不認定判断を行った入管にとっても重要であったため、事務連絡が出たと思われる。

4. 本訴における立証活動の内容（川口_レジュメ、p3）

裁判所に提出した資料：甲1-104まで（[川口_参考資料④⑤⑥](#)を参照／④：p1～、⑤：p37～、⑥：p53～）

参考資料④～⑥は、具体的に何を証拠として出したのかについてのリスト。

半分以上の証拠がCOIに関するもの。個別事情については陳述書といくつかの書類だけであり、ほぼCOIだけで申請者の供述を裏付けていた。

(1) 地裁 (川口_参考資料④⑤)

地裁判決は、口頭弁論終結日時点の事実関係で判断されることになっているが、審理が終わって以降も新たに資料を提出することができるので、新たにCOIの資料を提出していた。その資料を採用するかどうかは地裁が決めることができるが、地裁は提出資料を採用せず、原告側が敗訴した(難民不認定)。

(2) 高裁

口頭弁論終結日より後に出し、地裁が採用しないと判断したCOIに関する資料(甲100-104)をもう一度提出した。それ以外は、高裁で新たに出した資料はない。地裁と高裁は(事実上)同じ情報を持っていたわけだが、高裁は一回結審で難民認定を行った。それだけ出身国情報は重要だと理解している。

(3) 高裁で何を出したか(甲100-104)

- ・ウガンダに関する資料まとめ([川口_参考資料⑦](#)(p56～))
- ・出身国情報の検索サービス(クエリーサービス)を利用して得た回答([川口_参考資料⑧](#)(p75～)) : UNHCR宛に質問し、その回答を証拠として提出

- ・報告書([川口_参考資料⑨](#)(p81～))

本国の政党(FDC)に手紙を出して回答を得たものを、翻訳を添えて提出。

5. 高裁判決について

裁判所のページで確認可能(川口_レジュメ、p4)

質疑応答

質問者1 : (1) 私も参与員をしており、出身国情報は非常に大切だと考えている。私自身が地域研究者なので、その地域に関する知識を認定に役立ててほしいと思っている。これまで難民研究フォーラムのクエリーサービスなどでは、どのような出身国情報を使ってきたのかを伺いたい。日本にも多くの地域研究の蓄積があるが、そういった情報へのアクセス、地域研究者らのネットワークとの関係についてお伺いしたい。

質問者1 : (2) 川口弁護士の資料などを見ると、海外の情報、特に英語を介して情報を入手していると思う。現地のことを知るのに英語を介するしかないハンディはあると思う。(現地

の情報を）欧米諸国の言語に翻訳されているものには、欧米の思惑が入ってしまっており、決して中立ではないものがあることに留意しなければならない。例えば、米国国務省のような国家機関を通すと、その国の思惑が入ってしまう。あるいは、反政府活動を多く抱えた国のメディアでは反政府系の声が強くなるという場合もある。現地語から直接届く情報を、英語を介さない形で入手する方策を考えてほしい。語学の問題などで非常に難しいとは思いますが、情報の入手する際に気をつけていることや取り組んでいることはあるか。

回答（１）筒井：難民研究フォーラムでは、地域研究者との連携は重要であると考えている。私が昔かかわっていたアムネスティなどでも、1995年に日本で初めて難民不認定異議申し立て制度で難民認定を受けたクエート出身のパレスチナ人の方のケースで、異議の段階での追加情報で出身国情報を提出する際、地域研究者に依頼し、クエートにおける少数民族であるパレスチナ人に関する当時の実態について意見書を提出したことが報告書に残されている。また、出身国情報の調査において、日本ではアジア経済研究所や大学における地域研究者による専門的かつ具体的な実態の報告書などを資料として活用してきたことがある。難民研究フォーラムが発行する『[難民研究ジャーナル](#)』9号ではDRC（コンゴ民主共和国）を特集し、3名の地域研究者に執筆を頂いた。その国およびその国内の特定の地域における政治統治の歴史、民族的/宗教的/社会的、また経済的マイノリティーに位置づけされている人々の環境や状況などを執筆頂けたことで、具体的な地域情報を日本語で得られる機会にもなったのではないかと考えている。地域研究者との関係強化をこれからも取り組んでいきたいと考えている。

回答（２）UNHCR職員：（シリア危機に際し、ヨルダンでシリア難民と面接をしていた経験を踏まえて）シリアの国内情勢や国内で何が行われているかが明らかではない状態が長く続いていたが、難民として逃れてきた方とのインタビューを通して、情勢について少しずつ明らかになっていった。例えば、昨日シリアの収容施設での拷問の実態に関して日本のメディアでも報道があったが、民主蜂起が始まった頃は、そこまで明らかにされていなかった。実際に、インタビューを進めていく中で、実態が少しずつ明らかになっていったという部分もあった。他の言語を使ってというのは課題もあるが、ECOIは欧米言語が中心になってしまうが、他言語（ドイツ語やロシア語）の情報も集めている。

質問者１：情報収集の課題があることは理解するが、やはり少数言語話者の人の迫害があるケースが大変多い。ヤズディ（Yazidi）などの少数宗派などの言語を話せる人が少ないため、どうしても英語を介して情報を集めるしかなくなってしまう。すると中東などだと（英語の情報が多）クリスチャンに対する迫害については保護されて、ムスリムやその他の人たちについては、後回しということが起きてしまう。そういったバイアスをどのように乗り越えるかとい

うことについては地域研究者としても課題だと思う。難民問題の研究者にもその問題意識を共有していただけたらと思う。

．．．．．

質問者 2（１）：入管から提出されるCOIについて質問したい。口頭意見陳述の際に、入管からCOIが提出されると思うが、COIの内容は質的基準や、中立性などのCOIの原則に照らして、入管の出身国情報は基準を満たしていると考えるか、それとも課題を感じたことはあるか、口頭意見陳述に関わった経験のある弁護士や参与員の方に可能な範囲で伺いたい。

回答（１）（参加者からの回答：回答者A）：参与員としての経験上、日本では日本の外務省が提供する情報が参与員に提供されることが多い。ドイツなどでは、自国の外務省の情報をCOIの情報源として扱うことに対して非常に抑制的であるが、日本では外務省の情報が重視されている。それ以外には、アメリカ国務省が提供する人権に関する情報や、イギリス国境管理庁がまとめる情報などが重視されている。それ以外は、日本語の新聞や現地の（英語の）新聞も使われている。

問題は、複数の情報源をクロスチェックするなどの作業が行われているとは思えないこと。審査請求の段階で提供されるCOIに関しても、COIとしての質が保障されているものが提供されるというよりは、国務省の情報などをそのまま提供されるため、参与員が自分でその情報がCOIとして使えるのかどうか判断せざるを得ない。参与員が、本当にCOIをより深く知る為には、自ら調査しないといけない場合が多い。提供される情報ではとても足りない。出身国情報の情報源がかなり限定されていること、それらがクロスチェックされていないこと、それ以外の情報の調査は参与員にゆだねられていることが課題。出身国情報の扱いは、異議審査など色々な段階で改善の余地が相当ある。

前の質問者が提案した地域研究者とのコラボレーションは確かに望ましいが、日本の難民認定審査においては、情報を提供する日本国内の地域研究者が非常に限定的だという問題もある。特定の人の論文のみが情報として提供されるなど課題がある。地域研究者との連携をしていくなれば、そのあたりもしっかりしていかなければいけないと思う。

質問者 2（２）：これまで多くのケースに触れられてきた全難連（全国難民弁護団連絡会議事務局）の方にもご意見を伺いたい。入管から提出される出身国情報について、情報の質や量、不足、十分ではなかったなどのケースなどはあるか。

回答（２）全難連：事務局としての認識になるが、そもそも入管がどのような情報を入手し、参与員や審査官に提供しているのか弁護士側には全くわからない。個人情報の開示請求や閲覧・謄写請求などの制度で、情報を求めることはできるが、開示される情報は、本人が提出したものや難民申請書などに限られる。さらに供述調書に関しては、手続きが終了した後でなくては提供されない。難民不認定の理由などがわからないように同じことが言える。（COIの原則に）情報のアクセスにおける武器対等、クロスチェックなどの話があったが、入管が難民不認定などを何に基づいて判断をしているかが全くわからない状況。

回答（２）（参加者からの回答：回答者B）：（参与員として）私の経験では、先程の回答者Aからご指摘のあった様な情報よりはもう少し詳しいものが回覧されている。問題だと思うのは、資料を集めてから審査を行うまでの間に時間があること。その間に、本国情勢が変わる場合もあるが、年次レポートなど年間で出ているもの（を情報源としていること）が多い為、人権状況について前年までの状況はわかっているが、今年になって大きく状況が動いたなどの情報が盛り込まれていない。とりわけ、再審の場合は、最初の審議の際に集められた情報が多い。プラスαで、再審に至るまでの情勢変化に関する資料提供が非常に少ない。正直、（参与員である）自分で情報を調べ、その情報での判断しているのが現状。

．．．．．

質問者３：私も出身国情報の収集について提案として、地域研究者との連携を積極的に行ったほうが良いと考えている。地域研究者も情報提供には応じてくれるはずなので、ぜひ（地域研究の）情報提供をお願いしたい。その上で２点質問したい。

（１）（参与員として）自分がその国の状況に精通していない場合、「確かに申請者の主張通りのことが起こっているかもしれない」とは言えることはある。「EU基準で日本も審査しよう」、「灰色の利益、疑わしきは申請者の利益」ともいわれていることは承知しているが、（申請者の主張に）全く裏付けがなく、証拠が出ていない場合もある。「起こったかも知れない」とは思うが、法律の分野では「起こったかも」では不十分。COIがあったとしても、本人の主張の裏付け（証拠）が全くない場合、どう判断すればいいのかジレンマがある。川口先生は、COIと（本人の）裏付けをどのように組み立てて、書類を提出したのか？

（２）また、UNHCRの方に実際に難民認定を行う際に、（供述の裏付けがない場合）どのようにしているのかを聞いてみたい。例えば、COIだけでどれだけ説得できるのか、どれだけ（供述の裏付けのなさを）補強できる資料としてCOIを使うのかなど。

回答（１）川口：今回紹介したケースでは、平成23年に訴訟を提起してから地裁の判決が出るまで4～5年かかっている。この間、出身国情報を1～100（甲1～甲100）まで出しているが、そこまでやれたのはたまたま。それをやったにも関わらず、難民不認定となり、地裁でも不認定を受けた。高裁でようやく認定されたが、果たして難民認定を受ける人はそこまで頑張らなければならないのかということを問題提起したい。

出身国情報は難民認定をする機関が調べられることであり、本人ができるのは語ること。参与員自身が情報を調べるのは素晴らしいことだが、難しいことだと思う。問題は仕組みだと思う。ここまで申請者本人が頑張らないと難民として認定されない状況は庇護の制度として機能しているのか。また、参与員自身が調べたり、独自で培った知見やネットワークを生かさなければならぬ状況は、はたして庇護制度として求められていることなのかと思う。

元の点に戻ると、そこまで裏付けがいるのかということ。（申請者の）話をきいて、供述内容がありそうな国から出てきていたらそれで（認定して）良いのではないか。そこに出身国情報の原点があると思う。日本の、申請者本人が頑張らないと認定が得られない、参与員の方が頑張らないと（情報が不足していて）判断に不安があるという現状が1番の問題である。そこを、個々人の資質でなんとかすべきと思っている、あるいは、その様な思考に追い込まれているシステムに一番の問題の根があるのではないか。申請者の代理人の側からすると、供述に嘘だと判断できるような矛盾がなければそれで良いのではないかという感覚。

回答（２）UNHCR職員：（海外での難民認定審査の経験を踏まえて）現場で、一つ一つの事件を裏付けるようなCOIを集めて、難民認定を行っているかということUNHCRではそうではない。例えば、「●月●日に、△△で～という事件があった」といわれて、その特定の情報がなければ認定できないということではない。実際、郡レベルなどの情報は得られないことはある。

同じ様な状況にある人達がどのような取り扱いを受けているのか、例えば、アフガニスタンの例なら、どの民族、どの職種の人たち、例えばジャーナリストや、国際機関で働いている人、政府関係者などが反政府勢力から狙われているのかなど、色々なカテゴリーのリスクプロフィールがある。それに関する情報が重要。特定の誰かについての情報ではなく、例えば国際部隊で働いている一般の人が、反政府勢力からどのように狙われているのかなど、そのレベルの情報がCOIとして使える。

質問者3：（参与員の経験から）〇〇民族は迫害の対象だ、などと欧米の文書が言っていれば使いやすいのだが、必ずしもそうではなく（迫害を受けるかは）ケースバイケースという場合、他の法律分野（出身の参与員）の方からすると「起こり得る」というだけでは…となってしまふ。COIが（迫害のおそれの有無を）言い切ってくれていない場合、（日本の実務では）使い方が難しいと感じる。

UNHCR職員：手元にイランのキリスト教改宗者の取扱に関してのCOIがあるが、「100%改宗者は危ない」と書いてあるCOIというのはあまりない。「指導者のレベルは危ないがそれ以外は危なくない」と書いているものもあれば、「〇年以降はそれ以外の人の取り締まりが厳しくなっているので危ないかもしれない」、「指導者以外でも取り締まりの対象にされる数が増えている」など、情報にはグラデーションがある。あくまで、COIは参考情報。それを使ってどう判断していくのかということになる。

．．．．．

質問者4（1）最近、難民参与員になり、非常に悩んでいることがたくさんある。COIはとても重要だと思うが、一般的な話であるCOIと個別のケースを結びつけることの難しさを感じている。例えば、イランのように改宗が明らかに迫害につながるというならわかりやすいが、究極的には特定の家族などで起きる迫害もある。名誉殺人のようにある意味で定型化できるジェンダーバイオレンスなどであれば、COIと個別ケースを結びつけることは容易であるが、そうでない場合、例えば、家族の中での暴力や迫害と一般的な情報に結びつけることは難しい。その場合には、どうすればいいか。

（2）また、入管から提供される出身国情報が、しばしば古い時があるとの話に関連して質問したい。例えば、「数年前に1回警察が私人間の暴力を取り締まった」というような記述が意見書に入っていることがある。ただ、「警察による保護がある」というのは、1件だけ事例があれば言えてしまう。これに基づいて、「過去に1回警察が取り締まった情報があるから（出身国で庇護を受けることができる⇒難民に該当しない）」と判断が進んでしまう場合もある。意見書の中に、情報の出典を入れて欲しいと（入管に）お願いしているが、まだ決着はついていない。

回答（1）（参加者からの回答：回答者A）：家族の中で実際に暴力が行われたとの供述に関して、申請者の供述が核心的な部分で一貫しているかどうか。それが一貫しているならば、本人の（暴力を受けたという）供述は事実であると認められ得る。そこで出身国情報が重要になってくるのは、出身国の政府が家庭の中における暴力を保護しているのかどうか、家庭内での暴力を放置している、あるいは効果的に暴力を取り締まっていないという様なことは出身国情報で確認ができる。申請者の供述で暴力を受けているのは事実だなと判断できたら、国の政府や警察が取り締まっているかどうかなどの情報と組み合わせることで、迫害があるかを判断できる。出身国情報は主に、国が何をしているか、保護をしているのかということを見極めていく際に役に立つ。本人の供述（の信ぴょう性）は認められるが、国が何をしているのかわからない場合は、難民申請者の不利にならない判断をするべきだと思う。

司会者：（質問者4（2）の質問を受けて）入管のCOIの古さなどの課題が指摘されているが、例えば、今お話に合ったように「過去に1度保護があった」ということはわかるが、今その保護があるのかなどが入管からの情報では判断できないような時に、参与員として何かアプローチをすることができるのか、すべきことがあるのかについて聞きたい。

回答（2）全難連：十分に理由のある恐怖の解釈の話になると思う。1回保護があるからと言って、恐怖がなくなるかという話。その情報が1件あったからと言って、おそれがなくなるとは言えないと思う。国家保護についていけば、一般的な国家保護というよりは、その人特有の家庭暴力に関する国家保護の有無について確認する必要がある。出身国情報が古い場合は参与員がどうにかできるのか…。例えば、（COIやクエリーを提供している）難民研究フォーラム等のサービスを使用してはどうか。

質問者4：意見書の中に出典が入れば、何年の何という証拠が残せると思うが、これまでの（入管の）慣行では一般的ではなかったようで、すごく気になっている。

全難連：COIは反証可能なものでなくてはならないが、そこが全く見えないというのは問題だと思う。

回答者A：（参与員の経験から）出身国情報の古さについては、出身国情報を入管が提供する場合は、日本語に翻訳されたものを提供するのが原則だった。日本語以外の言語がわからない人への配慮で、翻訳していたわけだが、そのために情報が遅れがちだった。この点は、英語だけではあるが、（翻訳をせずに）そのまま情報が提供されるなど最近は少し改善されつつある。

司会者：参与員の経験の中で、入管から提出された情報が古かったり、「過去に1度保護があったようだ」という程度の情報しか入管から提出されなかった場合などはどうしてきたのか。参与員としての対応策はあるか？

回答者A：（参与員の経験から）川口さんがおっしゃっていた通り、制度的な問題ではある。対処するのは、参与員が個人的に情報を調べるほかにないのが現状。「過去にあった」というだけでは「今どうなのか」を調べない限り、なかなか（難民認定の）結論をだすことはできない。自分で関連する情報を調べていくしか方法は現状ない。自分で調べることを回避する場合は、何年も前の情報だけに依拠して、「保護があるんだろう」と信じて（難民不認定の）判断をしてしまう参与員がでてきてしまってもおかしくない。制度的に、COIを整理して参与員に提

供する仕組みがないことの問題点。その点は、カナダやオーストラリアなどと比べてCOIにおける日本の弱さだと思う。

．．．．．

質問者5：難民支援に関わる実務家として、本人の話を聞く前や後でCOIを活用している。難民認定においてCOIが果たす役割から導き出せる意義について、インタビュー前、インタビュー中、インタビュー後に分けて整理されているが、それぞれの場面でどのように活用しているか経験のある方から詳しく聞きたい。

回答 UNHCR職員：

【インタビュー前】（UNHCRが難民認定業務を行っている国での例）認定業務を行っている国に多く来る難民の出身国については、メジャーな出身国については、eligibility guidelinesを提供している。例えば、アフガニスタンやシリア、ソマリア、イラクについては、eligibility guidelinesがあり、COIをまとめた上で、その中でどういう人がよりリスクがあるのか？というリスクプロフィールも含まれている。例えば、イラクの人をインタビューする場合は、eligibility guidelinesを事前に読み、どんな人がよりリスクがあるのかを頭に叩き込んだ上で、本人たちの申請書類を見ながら質問を準備をすることになると思う。

例えば、ケニアにいた時にソマリアからの申請者のインタビューをする場合は、ソマリアのclan system（氏族制度）について詳しく事前に頭に入れる必要がある。申請者は、「私は、〇〇というMinority clanに属していることを理由に、～という迫害と受けた」と整理して話をしてくれるわけではない。そのためインタビュアーの方で、「あなたのClanについて教えてください」「Clanに属していることで何か困難がありましたか」などのフォローアップクエスチョンを聞く必要がある。その準備をすることが大切。

【インタビュー中】ある程度COIを頭に入れていると、インタビュー中に信憑性評価もできるようになる。（経験として）アフガニスタンの特定の郡の特定の集団の申請者たちのインタビューを繰り返してきたので、徐々に地図を見なくても、位置関係がわかるようになる。その情報があることで、例えば、〇〇郡に長年住んでいたといっているにも関わらず、地理的にありえない話をするような申請者に対しては、インタビュー中にある程度を聞いた上で「地理的におかしい」と指摘することで、COIと矛盾する話を申請者に対峙（confront）させて、申請者に確認できるようになる。

後からCOIとの矛盾に気が付き、インタビュー中に申請者に質問が出来ないケースも考えられるが、2回目のインタビューで確認して、本人に釈明の機会を与えることが重要。

【インタビュー後】自分自身の失敗談になるが、経験を共有したい。シリア難民のインタビューを行っていた時に、拘束中に受けた取扱いについて供述をする申請者に対して、「（そのような取扱い）物理的に無理だろう」と日本人の感覚で思ってしまったことがある。申請者のエピソードは誇張ではないかと思っていたが、他にも同じようなことをいう人が大勢いた。COIを確認したところ、実態として絶対に座ることのできない空間に人々を押し込めて収容する拷問のようなことが行われているというCOIがあった。

どうしても常識に引きずられてしまい、日本人の先入観から信憑性を否定してしまうおそれがある。それを正してくれるという意味でも、COIが大事。該当性の判断の際にはCOIの活用が重要になる。

．．．．．

質問者6：地域研究者として、難民の人と話している時に気になるのは、彼らの中で一つの「語り」を作り上げてしまうことがある。こういう風にいうと審査が通りやすいという語りを作ってしまう。語りを作ることで、彼らの社会構成をも変えてしまう。例えば、本当は〇〇村の出身というアイデンティティだったのに、〇〇村の△△部族だというと、明らかに迫害を受けているので認定されやすいというような場合、さらに自分のアイデンティティを特定して作り上げていってしまう。そのあたりに、地域研究者としてはジレンマを感じてしまう。UNHCRの方に、経験を踏まえてお話をお伺いしたかったが、時間がないので感想として。

追加の情報共有 UNHCR職員：筒井さんの発表で、COIの情報源の具体例としてRefworldを挙げくださっているが2019年1月にCOIの情報の収集を終了している。UNHCRもインプットをしているECOIで詳しい情報が提供されている。RefworldではCOIは更新されないが、判例や各国の難民法に特化した情報をアップデートしていく。ECOIの使い方については、UNHCRでわかりやすいパワーポイント等を難民研究フォーラムにも提供しているので、必要に応じて参照していただけたらと思っている。

．．．．．

発表者からのメッセージ

筒井：具体的、実践的な話について、お聞きすることができた。RefworldのCOIは更新されないが、判例などで重要な情報源ではあるので、今後も活用していただきたい。最後に、難民認定ハンドブック内の灰色の利益について、203章を紹介したい。

難民認定基準ハンドブック：「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）

「203. 申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、その供述のいくつかの部分について証拠が欠如することがあり得る。既にみたように（前述第 196 節を参照）、難民がその事案のすべてを「立証」できることはまれであって、もしこれを要求するとすれば難民の大半は認定を受けることができないことになろう。それ故、申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）を適用することが頻繁に必要なことになる。

難民認定裁判官であった、IARLJ所属の裁判官（決定権者）も自身が審査を行なう際に、難民認定ハンドブックを振り返ると聞いている。この原則をもう一度強調したい。

川口：今回代理人として関わった訴訟を活用して、COIの実践の話をした。最後にお伝えしたいのは、これはたまたま高裁で認定されたということ。申請者がここまで頑張らないと認定されないシステムを変えていくべきだと思っている。COI（の収集や活用）はそのために、認定機関側がすべきこと。申請者が頑張らなくても認定される仕組みができるとよいと思っている。